

11～12月は、岩手県の滞納 債権回収強化月間です。

STOP 滞納!

- 岩手県では、滞納債権対策を強化するため、「第6次滞納債権対策基本方針」を策定し、組織を挙げて債権の回収に取り組むこととしました。
- また、11～12月を「令和5年度第2回岩手県滞納債権回収強化月間」と定め、様々な取組を集中的に行うこととしました。

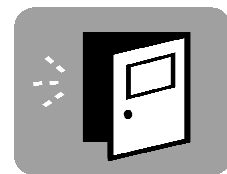


悪質滞納者に対しては、厳正に対処します。

支払能力があるにもかかわらず支払いをしない「悪質滞納者」に対しては、民事訴訟を提起するなど、厳正に対処します。

御自宅を訪問させていただきます。

支払いをお願いするため、また、支払いができる経済状況かどうか確認するため、直接御自宅を訪問させていただく場合があります。
また、その場で、支払可能な額をお支払いいただくことがあります。



支払いが困難な事情がある場合はご相談ください。

経済的な事情で支払いが困難な方は、分割払や支払期限を延期することができる場合がありますので、早めにご相談ください。

平成22年7月から「地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例」が施行されました。これにより、納付期限が過ぎた債権については、延滞金をお支払いいただく場合があります。

【支払いに関する相談はこちらまで】

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩14地割74番地
岩手県立遠野病院医事経営課 担当：大森
電話：0198-62-2222（内線672）